

## 資料2

# 補助金について

東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課

# I 補助金とは

# 補助金とは？

補助金とは、国が国以外の者の行う事務や事業に対して交付されるもので、その交付に対しての反対給付を求めないもの。

反対給付がない = お金(補助金)をもらうだけ



もらうだけなら、

- ・目的外の用途で使っても良いの？
- ・もらえるなら、必要以上に申請してもいいの？
- ・勝手に売ったり(売買)、あげたり(譲渡)してもいいの？
- ・貸したり(賃貸)、担保に入れたりしていいの？

事業者が、目的外で使用したり、無駄な使い方をすることはできません。  
(勝手なことはできません。)

それは

補助金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるもの

だから

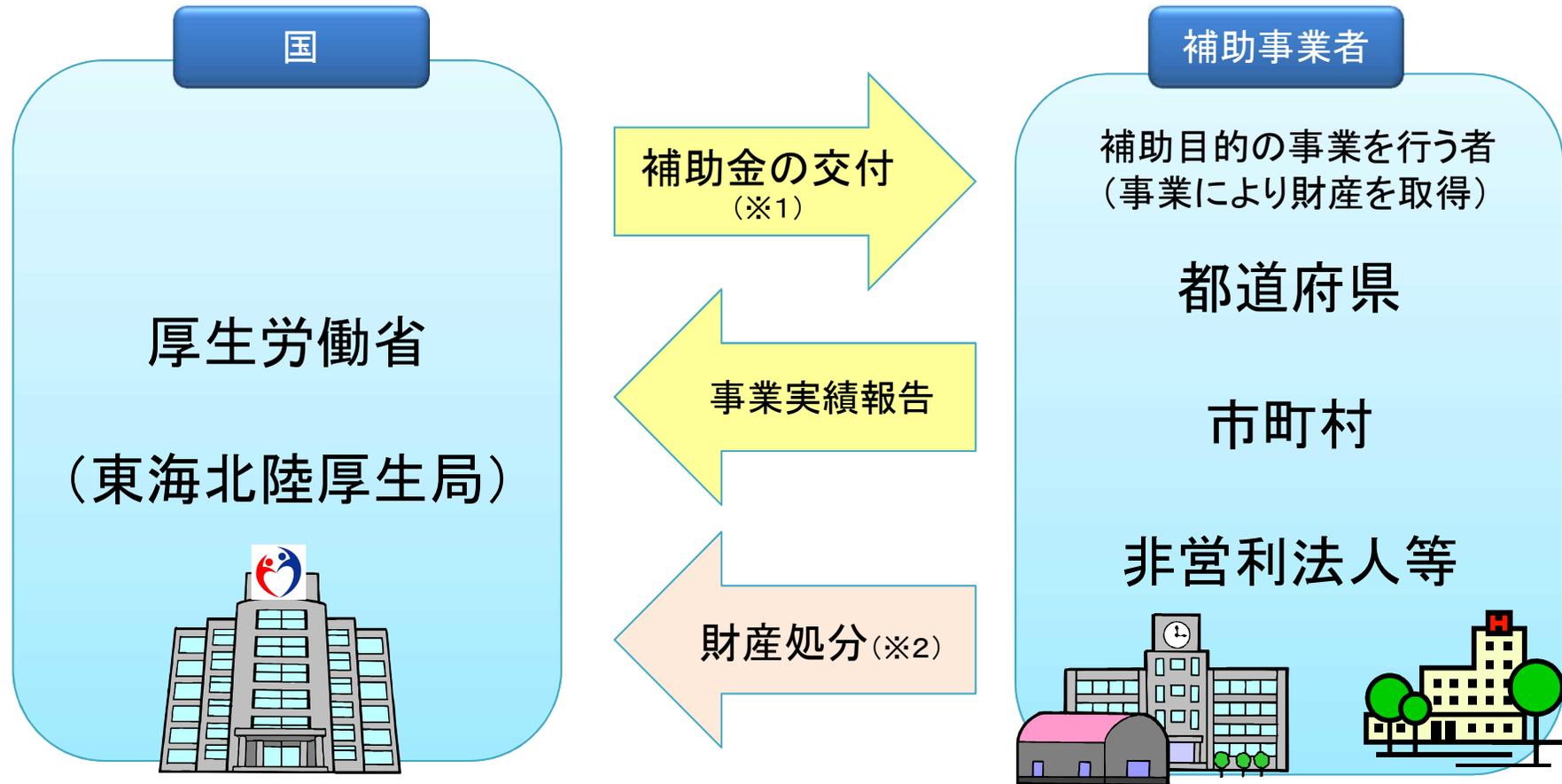
補助金の交付対象となる事業は、あくまでも、直接又は間接的に  
国の施策目的に合致したものに限られる

同時に

その使用については、法令及び予算の定めるところにより、  
公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないからです。

# Ⅱ 補助事業の事務

# 補助事業の流れ(直接補助の場合)



- ※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき交付決定、第8条の規定に基づき決定の通知  
交付の決定内容又は条件に不服がある場合は各省各庁の長の定める期日までに申請の取下げをする事が出来る
- ※2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき申請

# 補助金適正化法の規定（**直接補助**）

## 第22条

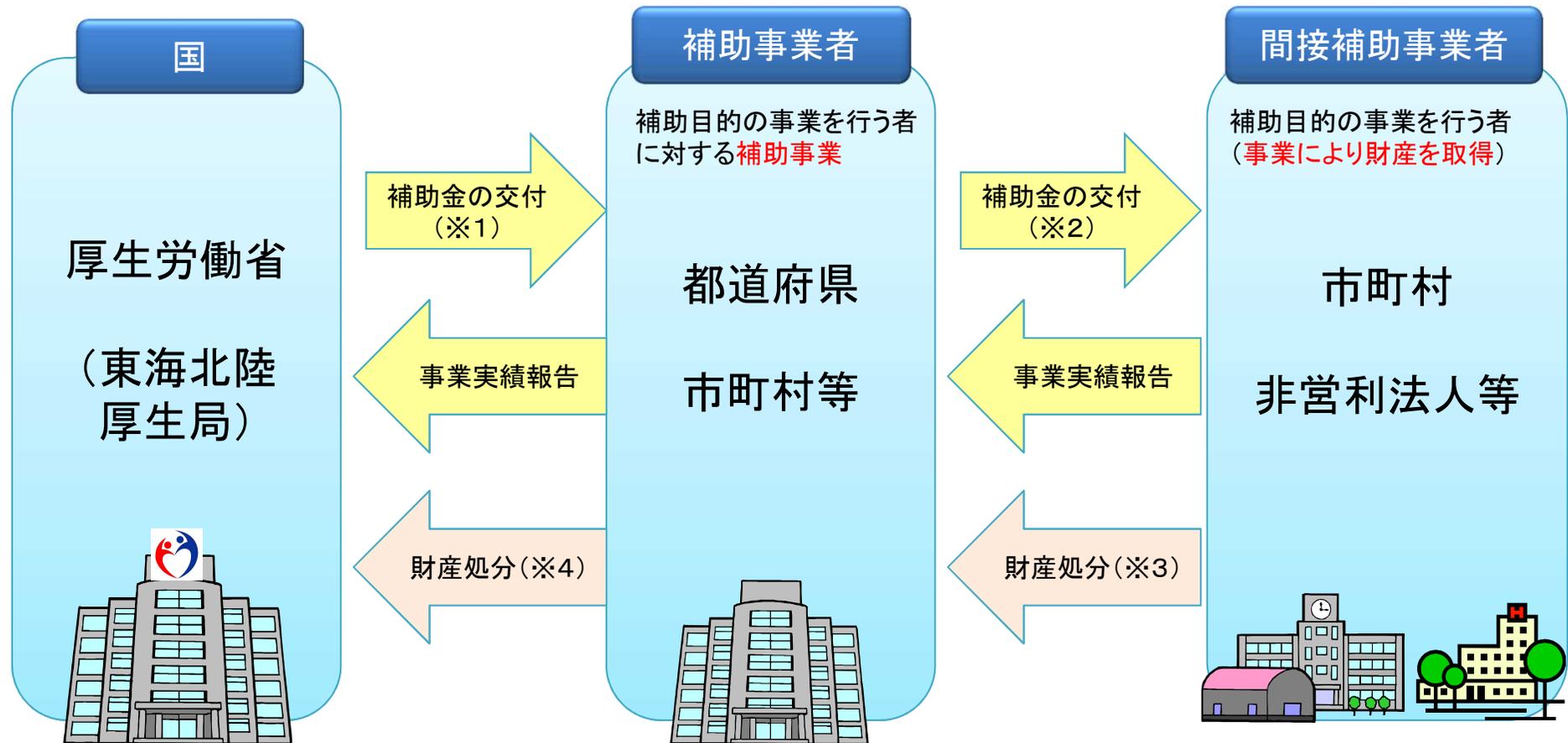
補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認を受けないで**、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。



法律の規定を受けて、交付要綱で

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、**厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。**

# 補助事業の流れ(間接補助の場合)



※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき交付決定、第8条の規定に基づき決定の通知  
交付の決定内容又は条件に不服がある場合は各省各庁の長の定める期日までに申請の取下げをする事が出来る

※2 各県等補助金等交付規則の規定に基づき交付決定、決定の通知

※3 各県等補助金等交付規則の規定に基づき申請

※4 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第3項の規定により付した条件に基づき申請

# 補助金適正化法の規定（**間接補助**）

## 第7条第3項

前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため**必要な条件を附する**ことを妨げるものではない。



法律の規定を受けて、交付要綱で

- 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。
- 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。
- 市町村が民間事業者が実施する事業に対しこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、**次の条件**を付さなければならない。

# 交付要綱の「次の条件」とは・・・？

財産処分に限っていえば・・・

厚生労働省の交付要綱に記載してある、

『〇〇により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。』

これが、「適正化法第7条第3項の規定により附した条件」です。

具体的には・・・

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、・・・については、補助金等に係る・・・厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないで・・・してはならない。(地域介護の場合は、下線部が「市町村長の承認を受けないで」となる)

・・・となります。

都道府県・指定都市・中核市若しくは市町村の補助金交付要綱の「**交付の条件**」として、この内容を交付要綱に必ず書いてください。

**間接補助事業者に対し、手続きの周知をお願いします！**

# 忘れられやすい「交付の条件」

財産処分以外で忘れられやすい「**交付の条件**」は次のようなものがあります。  
それぞれの交付要綱で確認してください。

(例) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、**一般競争入札に付する**など都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。



交付の条件を守らなかったことが実績報告書で判明し、結果的に補助金が交付されなかった事例がありますので、間接補助事業者に対し交付要綱を熟読させるとともに、間接補助事業者が作成した実績報告書については十分な審査をお願いします。

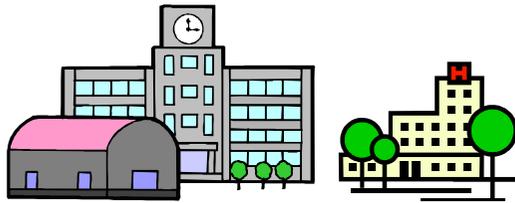
## 補助金適正化法

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、**補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。**

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

# Ⅲ 東海北陸厚生局 の補助金

## 施設整備費



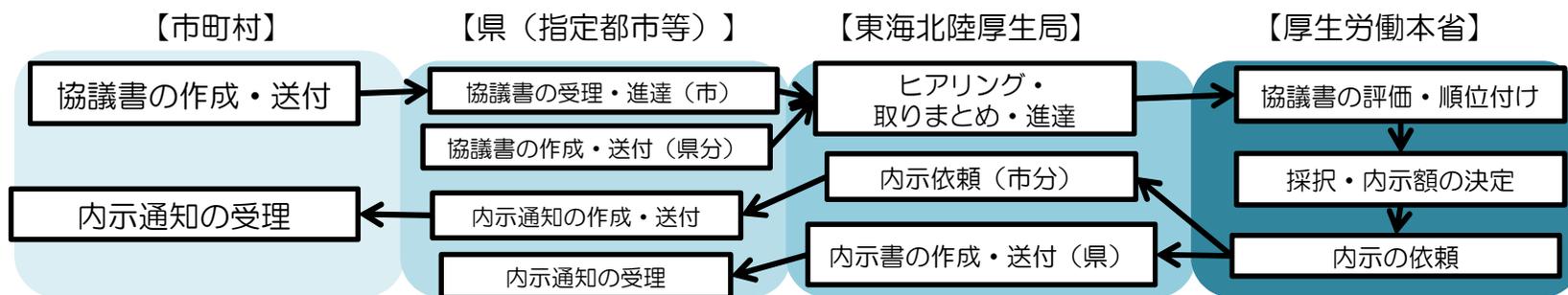
保健衛生施設等施設整備費補助金  
 保健衛生施設等設備整備費補助金  
 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金  
 保健衛生施設等災害復旧費補助金  
 社会福祉施設等災害復旧費補助金  
 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
 地域介護・福祉空間整備推進交付金  
 次世代育成支援対策施設整備交付金  
 保育所等施設整備交付金

## 義務的経費



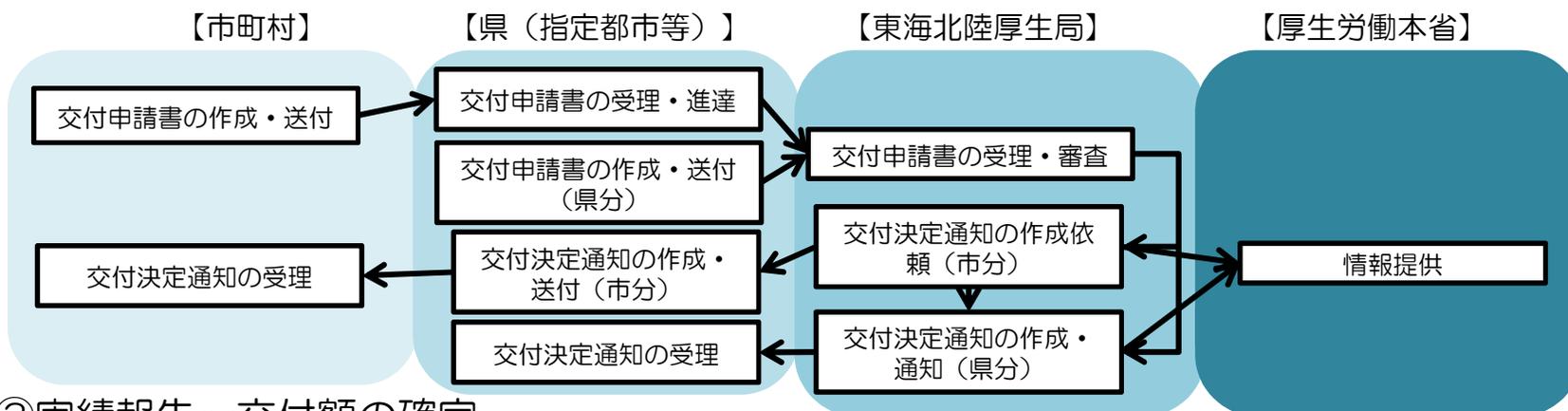
児童扶養手当給付費国庫負担金  
 特別児童扶養手当事務取扱交付金  
 特別障害者手当等給付費国庫負担金  
 結核医療費国庫負担金  
 結核医療費国庫補助金  
 原爆被爆者手当交付金  
 原爆被爆者葬祭料交付金  
 原爆被爆者健康診断費交付金  
 児童入所施設措置費等国庫負担金  
 婦人保護費国庫負担金  
 婦人相談所運営費国庫負担金  
 婦人保護費国庫補助金

①協議書の作成～内示

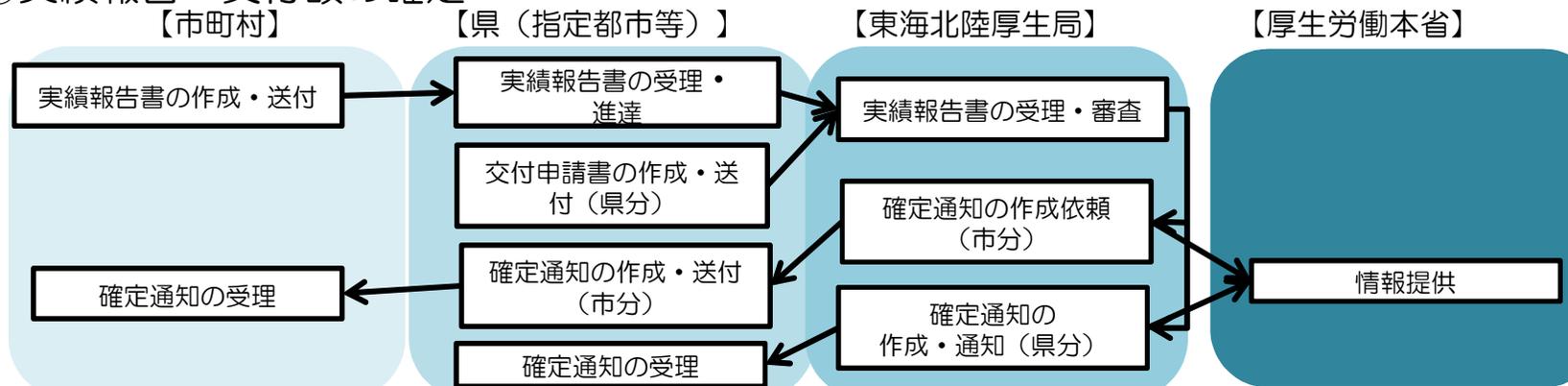


※地域介護、次世代、保育所は本省が直接内示を行う

②交付申請～交付額の決定



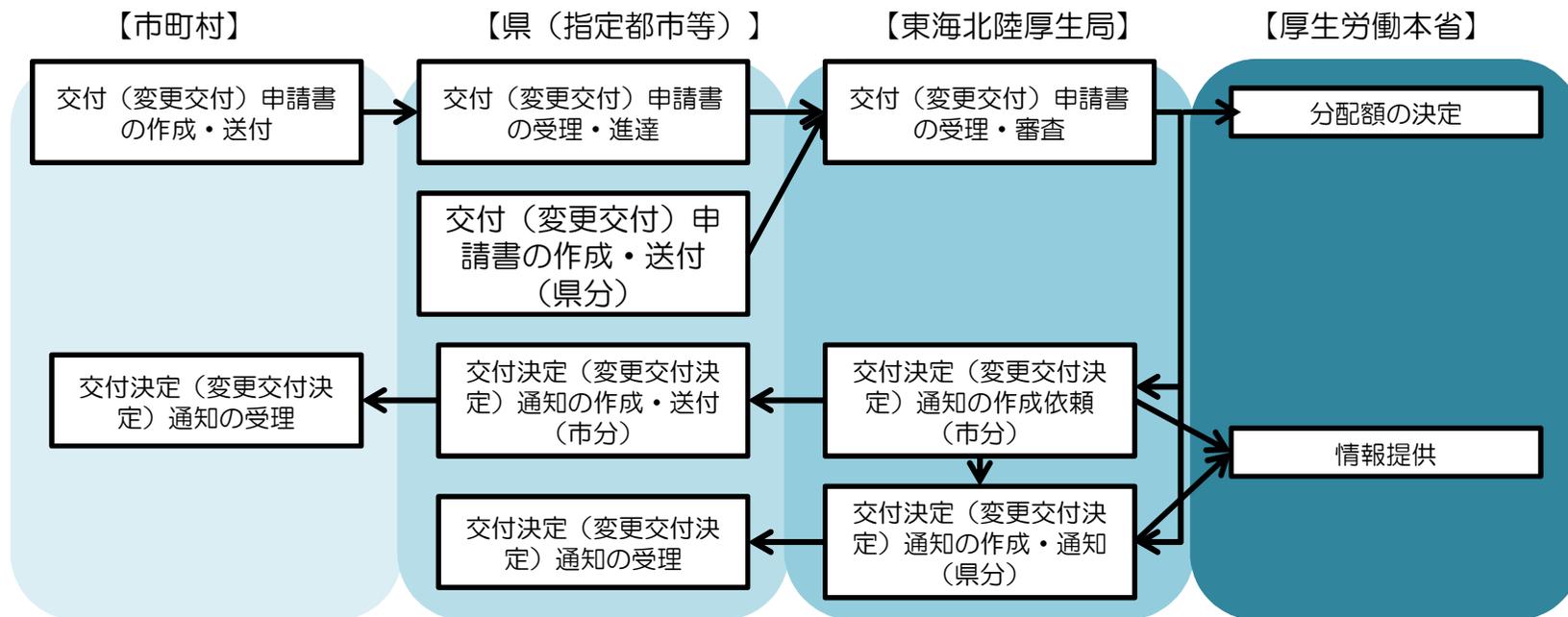
③実績報告～交付額の確定



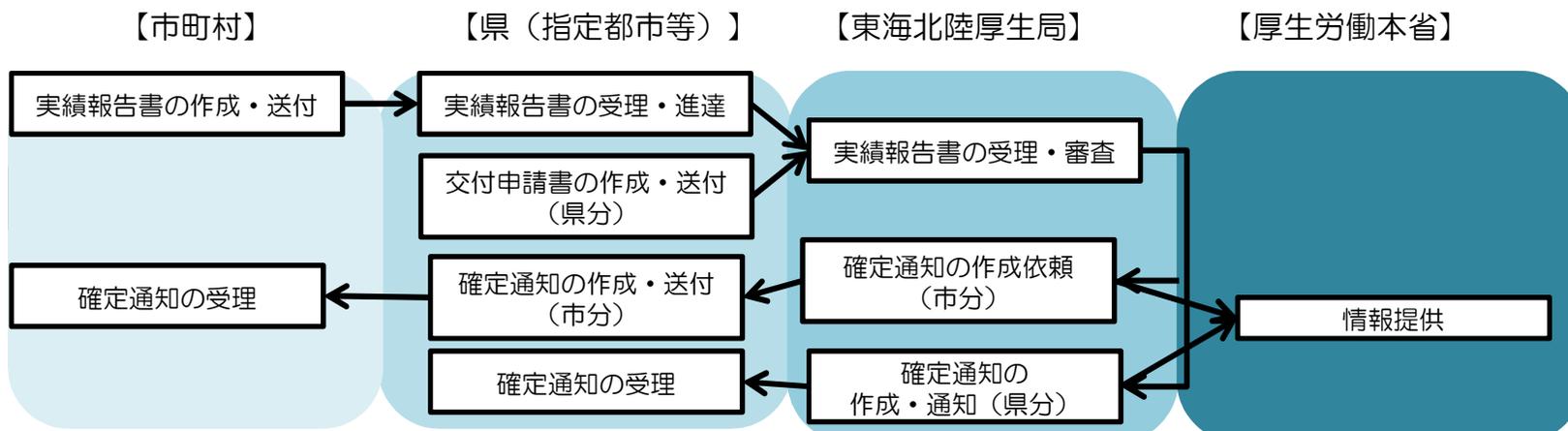
※交付額の確定において、受入済額より確定額が下回る場合は返還を命じる。

※返還が生じる場合は自治体において返還額の予算措置が必要

①交付申請（変更交付申請）～交付額の決定



②実績報告～交付額の確定



※交付額の確定において、受入済額より確定額が下回る場合は返還を命じ、  
 交付決定額より確定額が上回る場合は追加交付を行う  
 ※返還が生じる場合は自治体において返還額の予算措置が必要

## 県会計管理者宛ての書類について

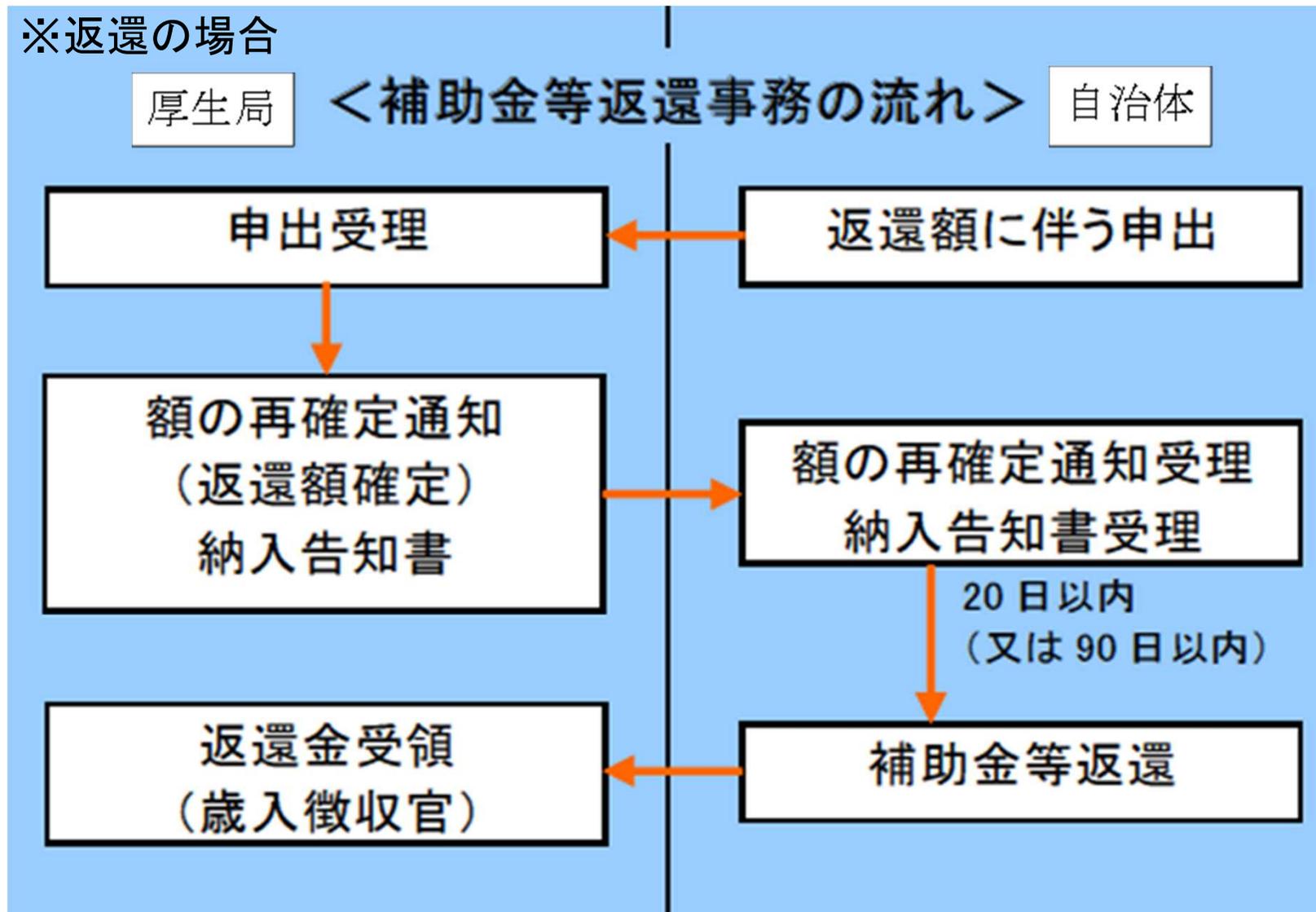
- 厚生局において補助金の交付決定・確定を行うと、交付決定通知書・確定通知書を各自治体に送付する。
- このとき、国の支出官、歳入徴収官を各県の会計管理者に委任しているため、各県の会計管理者(支出官)あてに、交付決定通知書・確定通知書の写を送付する。
- また、各県の会計管理者に対し、次の書類も送付する。  
交付決定(追加・減額)の場合、支出負担行為決議書(支出官あて)  
返納の場合、債権発生通知書(歳入徴収官あて)
- 返納に係る納付告知書については各県歳入徴収官を通じて送付される。

# 再確定について

- 額の確定後、計算誤りなどで確定額の修正を要する場合に、一度行った額の確定を取り消し、改めて額の確定を行うことを「再確定」という。
  - 再確定にかかる実績報告書の様式については、要綱に定められていないことが多い。
  - 再確定を行う場合は、修正前・修正後の金額が分かる実績報告書をご提出頂き、額の確定取り消しと額の(再)確定を内容とする確定通知書(再確定通知書)を送付します。
- ※ 追加交付が必要な場合は、予算措置が必要なため早急に厚生局までご連絡をお願いします。

# 再確定について

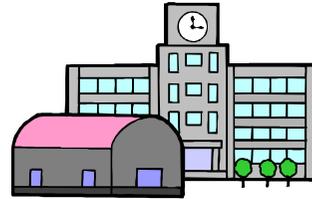
※返還の場合



※ 再確定は、過去5年度が対象です。

# IV 施設整備費等にか かかる手続き及び 留意事項

## 施設整備費一覧



保健衛生施設等施設整備費補助金  
保健衛生施設等設備整備費補助金  
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金  
保健衛生施設等災害復旧費補助金  
社会福祉施設等災害復旧費補助金  
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
地域介護・福祉空間整備推進交付金  
次世代育成支援対策施設整備交付金  
保育所等施設整備交付金

# 内示前着工について

○所謂施越工事に対する補助について

(昭和三十一年四月三十日)  
蔵計第一、〇二四号)

標記の件に関し、別紙の通り、差し当りの見解及び方針として、補助金等適正化中央連絡協議会の決定をみたので、その周知徹底につき宜しくお取り計らい願いたい。

(別紙)

所謂施越工事に対する補助について

一、所謂施越工事を施工すること及び所謂施越工事に対して補助することは、法律上差し支えない。

二、所謂施越工事を施工した上、これに対して国庫の補助を申請する場合、従来通例行われていたようにその施工済にかかる工事を申請後施工する予定のものとして申請し補助金等の交付を受けることは、補助金等適正化法第二十九条第一項の要件に該当する場合があるので、その場合は、罰則の適用をみることとなる。

三、補助金等適正化法の施行に伴い、所謂施越工事については今後施工済なる旨を明りようにして補助の申請がなされることとなるが、このように申請の形式が変更されることによつて特に所謂施越工事に対する補助予算の配分に関する関係各省各庁の従来のそれぞれの取扱方を変更することはないものとする。

右の取扱は、関係各省各庁が従来所謂施越工事に対して補助することを例としていた事業種目以外の事業種目に属する所謂施越工事についてまで、新たに補助する例を開く趣旨ではない。

四、所謂施越工事は予算実行上の方針としては原則として好ましくない現象であるが、現状では公益上真にやむを得ないと思われられる場合があることも否定できないので、その辺の具体的実情に即した取扱方の改善に関する一般的方針については、補助金合理化の線に沿つて今後関係各省各庁が本連絡協議会において検討するものとする。

公益上真にやむを得ない場合 (※) のみ認められる。

※ (例) 災害復旧費

# 国庫補助率について

保健衛生施設等施設整備費補助金：1/3、1/2、2/3

保健衛生施設等設備整備費補助金：1/3、1/2、2/3、10/10、定額

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金：2/3

保健衛生施設等災害復旧費補助金：上記と同様

社会福祉施設等災害復旧費補助金：上記と同様

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金：1/2等

地域介護・福祉空間整備推進交付金：1/2等

次世代育成支援対策施設整備交付金：1/3、1/2、2/3

保育所等施設整備交付金：1/2、5.5/10、2/3、3/4

※補助単価についてもご確認をお願いします。

# 交付申請書について

施設整備申請額内訳（障害者関係施設）									
（都道府県市名）		（設置者の名称）		（施設の種類）					
施設種別	設置者の事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B 円 (≒A)	の 寄付金 C 円	の 収入額 D 円 (=A-C)	差引額 E	BとDの少ない方 の額×県補助率 F 円	算定基準による 算定額 G 円	都道府県 （指定都市等） 国庫補助 額 H 円	国庫補助 金 I 円 (=H×2/3)
1	施設整備費								
	本体	交付要綱で補助 対象外となる経 費も含む	交付要綱で補助 対象となる経費 のみ	補助を受けた施 設が火災保険を 受け、建て替える 場合など		交付要綱の補助 基準額		E・F・Gの中で最 も少ない額	国庫補助基本額 ×国庫補助率 (千円未満切り捨て)
	その他工事								
	施設整備費計								

合計額が合っ  
ているか確認をお願  
いします

# 事業廃止承認申請について

別添

第 号  
平成 年 月 日

東海北陸厚生局長 殿

〇〇県知事 〇〇〇〇

平成 年度（平成 年度からの繰越分）〇〇〇〇補助金に係る、  
事業廃止承認申請について。

平成 年 月 日付け東海厚発 第 号にて交付決定された下記事業について、別添のとおり施設整備にかかる事業廃止の承認申請がありました。  
当県においては、当該法人と協議をしながら事業の計画を進めてまいりましたが、下記の理由により事業の遂行が困難となりましたので、事業の廃止を承認願いたく申請いたします。

記

- 1 交付決定の内容  
交付決定金額 〇〇〇,〇〇〇円
- 2 事業内容  
整備計画名：〇〇〇（施設名）の大規模修繕等  
事業名：短期入所  
整備主体：非特定営利活動法人〇〇〇
- 3 事業廃止理由  
別紙「平成 年度（平成 年度からの繰越分）〇〇〇〇補助金事業廃止の経緯等」のとおり
- 4 添付書類  
・平成 年度（平成 年度からの繰越分）〇〇〇〇補助金交付決定通知書（写）  
・法人から提出された事業廃止承認申請書（写）

平成 年度（平成 年度からの繰越分）〇〇〇〇補助金事業廃止の経緯等

## 1 対象施設の概要

補助事業者：〇〇法人〇〇  
 間接補助事業者：〇〇県  
 施設の名称：  
 施設の種類：  
 交付決定通知：平成 年 月 日付け東海厚発 第 号  
 交付決定金額：〇〇円

## 2 事案

平成 年度（平成 年度からの繰越分）〇〇〇〇補助金の交付決定を受けた、  
国庫補助事業の廃止

## 3 事業の遂行が困難になった理由等

- (1) 国庫補助協議までの状況
- (2) 国庫補助内示後の状況及び対応
- (3) 結果  
当該〇〇に係る〇〇整備を中止し、〇〇〇〇補助金の事業廃止承認申請を行う。
- (4) 補助事業実施に関する今後の対応について  
当該〇〇に係る〇〇事業については、今後実施しない予定。

出来るだけ  
詳しく記載

# 実績報告書について

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

平成 29 年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

前年度から  
繰越をしている場合は、  
(平成 年からの繰越分)  
と記載をお願い致します。

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 28 年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- |   |                          |        |               |
|---|--------------------------|--------|---------------|
| 1 | 精 算 額                    | 金      | 円             |
| 2 | 整備計画実績の概要                | 別紙のとおり | (別紙 2 様式 1-2) |
| 3 | 設置計画実績の概要                | 別紙のとおり | (別紙 2 様式 1-3) |
| 4 | 防犯計画実績の概要                | 別紙のとおり | (別紙 2 様式 1-4) |
| 5 | 精算額算出内訳                  | 別紙のとおり | (別紙 2 様式 1-5) |
| 6 | 事業実績報告書                  | 別紙のとおり | (別紙 2 様式 1-6) |
| 7 | 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 |        |               |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

29年度に交付決定を受け、  
30年度に繰り越した場合は、「平成30年度(平成29年度からの繰越分)」となります。

# 実績報告書について

## 経費所要額精算書

1 施設整備事業																
区分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費の支 出額 (E)	選定額 (C) (D) 及び (E) のいずれか少 なり額 (F)	都道府県(市) の負担(補助) 基本額 (G)	都道府県 又は市の 補助額 (H)	国庫補助基本額 (F) (G) 及び (H) のいずれ か少ない額 (I)	補助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I) × (J) = (K)	国庫補助 交付決定額 (L)	国庫補助 受入済額 = (M)	差引国庫 補助過 不足額 (M) - (K) = (N)	差引国庫 補助受入 未済額 (L) - (M) = (O)	
													円	円	円	円
(直接補助)																
〇〇精神科病院																
〇〇感染症指定医療機関																
⋮																
小計																
(間接補助)																
〇〇農村検診センター																
〇〇原爆被爆者保健福祉施設																
⋮																
小計																
計																

事業により補助率が異なる場合は、交付要綱と一致しているか確認して下さい

必ず入力して下さい。  
国庫補助受入済額から国庫補助所要額を除いた金額が返納額となります。  
また、県におかれましてはADAMSの支出額と合っているか確認願います。

注意頂きたいポイントにコメントを入れてあります

## 複数年計画の繰越について

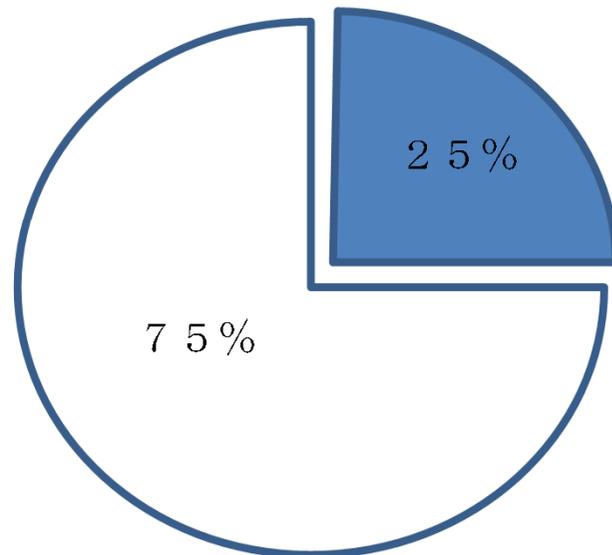
平成29年度：25%、30年度：75%で申請

平成29年度に25%の交付決定を受け、年度末の進捗が20%の見込み

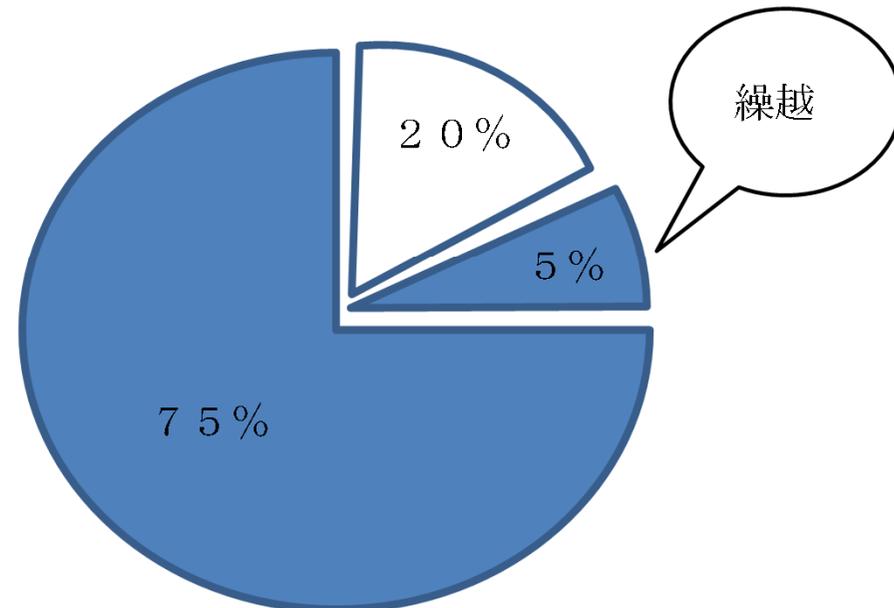
29年度の5%は30年度に繰越し、30年度は予定どおり75%を協議する

※5%分は重複してしまうので30年度協議に含められない。

○平成29年度



○平成30年度



# 繰越の様式について

番 号  
年 月 日

東海北陸厚生局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る  
事業の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備事業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内の事業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

# 繰越の様式について

(別紙)								
事業内容変更承認申請一覧表								
事 項	施設の種別	事業概要		既交付決定額 (a+b)	支出済額 (a)	翌年度繰越額 (b)	事業完了予定年月日	繰越事由
	「施設の名称」	施設の所在地	(当初計画)					
		設置主体及び経営主体 施設整備区分	変更計画					
社会福祉施設 等施設整備費 補助金	多機能型事業所 「〇〇」	〇〇県△市□□ (福)〇〇会 創設	(29年9月～30年3月) 29年9月～30年6月	円 35,200,000	円 28,160,000	円 7,040,000	平成30年6月30日	当該施設の整備にあたり、想定される騒音について、地元住民との調整に不測の日数を要したため。

(注) 事項ごとに次の書類を添付すること  
・承認通知 (写)

# 今後の交付決定スケジュールについて

補助金名	担当課	29年度補正・2次募集分	30年度当初
保健衛生施設等施設整備費	健康局総務課指導調査室 施設係・業務指導係	交付決定済	12月 協議書提出依頼 4月 内示 6月 交付決定
社会福祉施設等施設整備費	社会・援護局障害福祉課 福祉財政係	2月28日 内示 3月下旬 交付決定	3月9日頃 協議書提出依頼 4月上旬 協議書提出〳 6月下旬 内示 8月 交付決定
地域介護・福祉空間整備等施設整備費	老健局高齢者支援課 施設係	1月12日 協議書提出依頼 2月1日 協議書提出〳 3月 内示予定(本省直接) 3月 交付決定 (29年度中に支払予定のもののみ) 4月以降 交付決定	(第1回) 2月9日 協議書提出依頼 3月7日 協議書提出〳 4月以降 内示予定(本省直接) (第2回以降は未定)
次世代育成支援対策施設整備費	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室 調整係	なし	4月内示:6月交付決定 6月内示:8月交付決定 8月内示:10月交付決定 10月内示:12月交付決定 12月内示:2月交付決定 ※内示は本省直接
保育所等施設整備費	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室 調整係	3月9日 内示(本省直接) 3月下旬 交付決定	4月内示:6月交付決定 6月内示:8月交付決定 8月内示:10月交付決定 10月内示:12月交付決定 12月内示:2月交付決定 ※内示は本省直接

# V 義務的經費

# 義務的経費にあたる補助金について

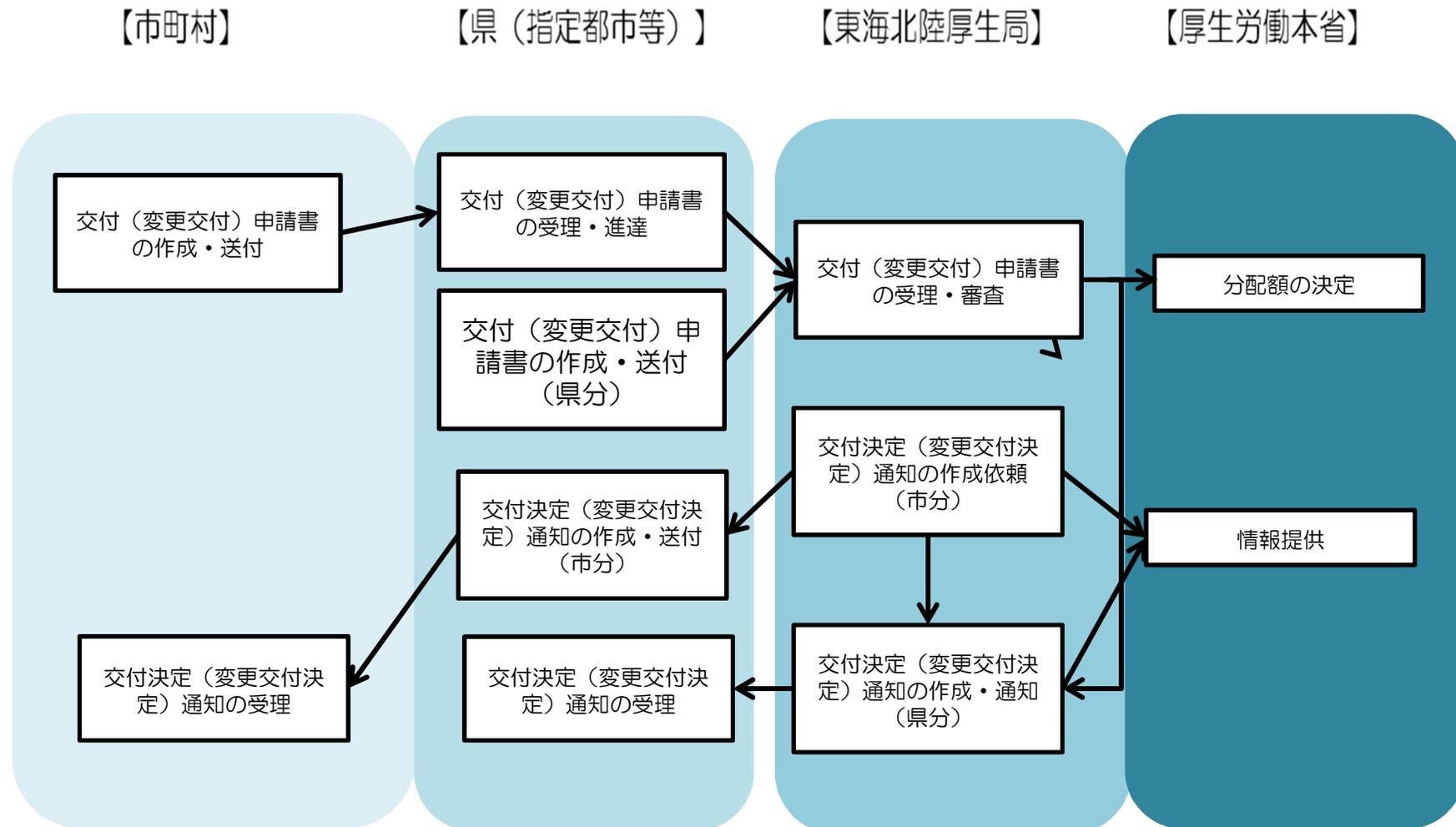


義務的経費にあたる補助金とは...

「国、地方公共団体などが自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、法令により、自己の経費として負担すべきものとされているものとして交付する給付金」

児童扶養手当給付費国庫負担金  
特別児童扶養手当事務取扱交付金  
特別障害者手当等給付費国庫負担金  
結核医療費国庫負担金  
結核医療費国庫補助金  
原爆被爆者手当交付金  
原爆被爆者葬祭料交付金  
原爆被爆者健康診断費交付金  
児童入所施設措置費等国庫負担金  
婦人保護費国庫負担金  
婦人相談所運営費国庫負担金  
婦人保護費国庫補助金

# 交付決定の流れについて



## 修正交付決定について

- 厚生労働本省の予算の制約により、当初交付決定において申請額全額の交付が困難の場合は、減額して交付決定を行い、不足分は変更交付決定及び、翌年度の交付額確定時に精算交付を行う。
- なお、修正交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、各省各庁の長の定める期日までに申請の取り下げをすることができる。

## 【参考】

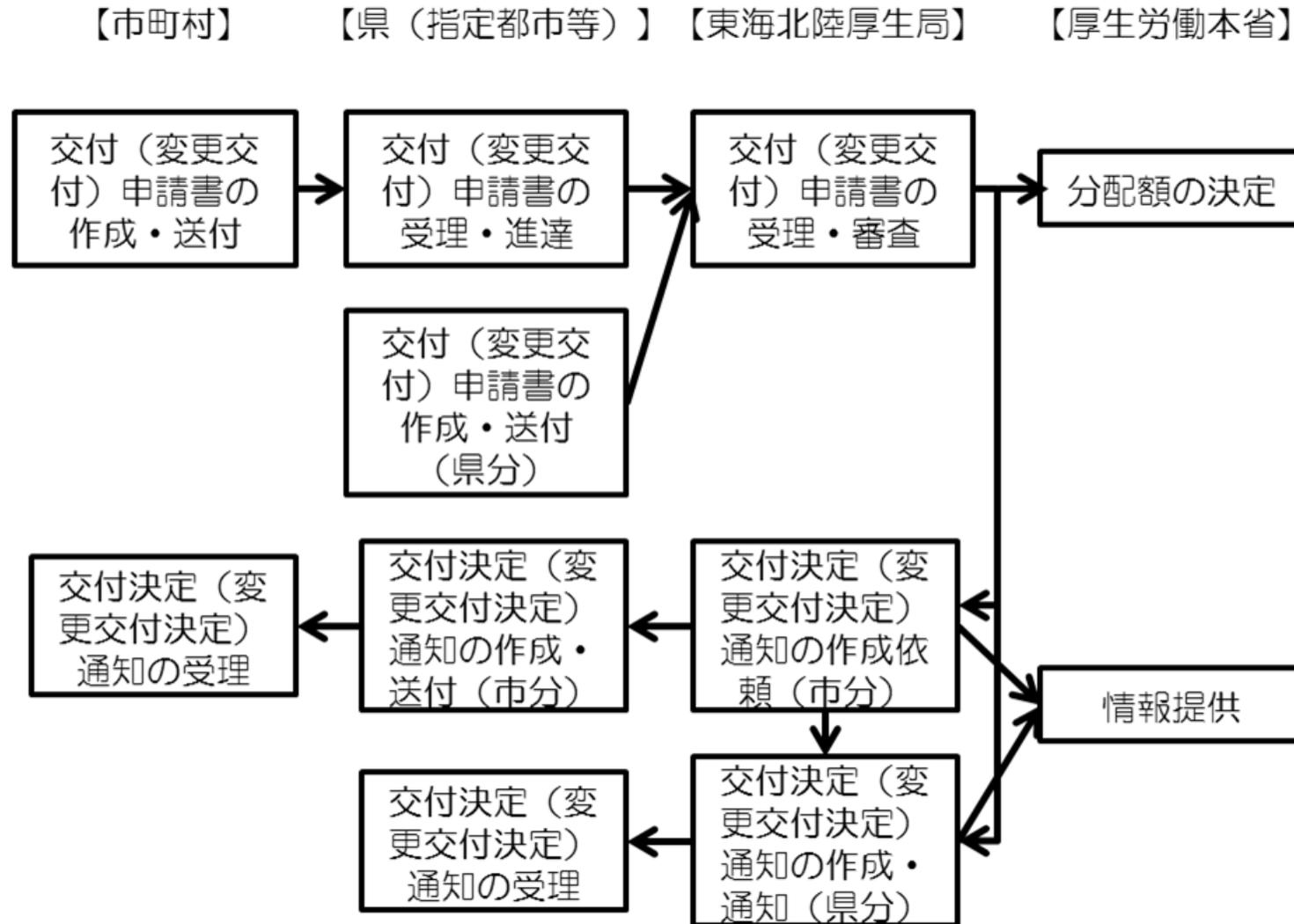
### 補助金適正化法第6条三項

- 「各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。」

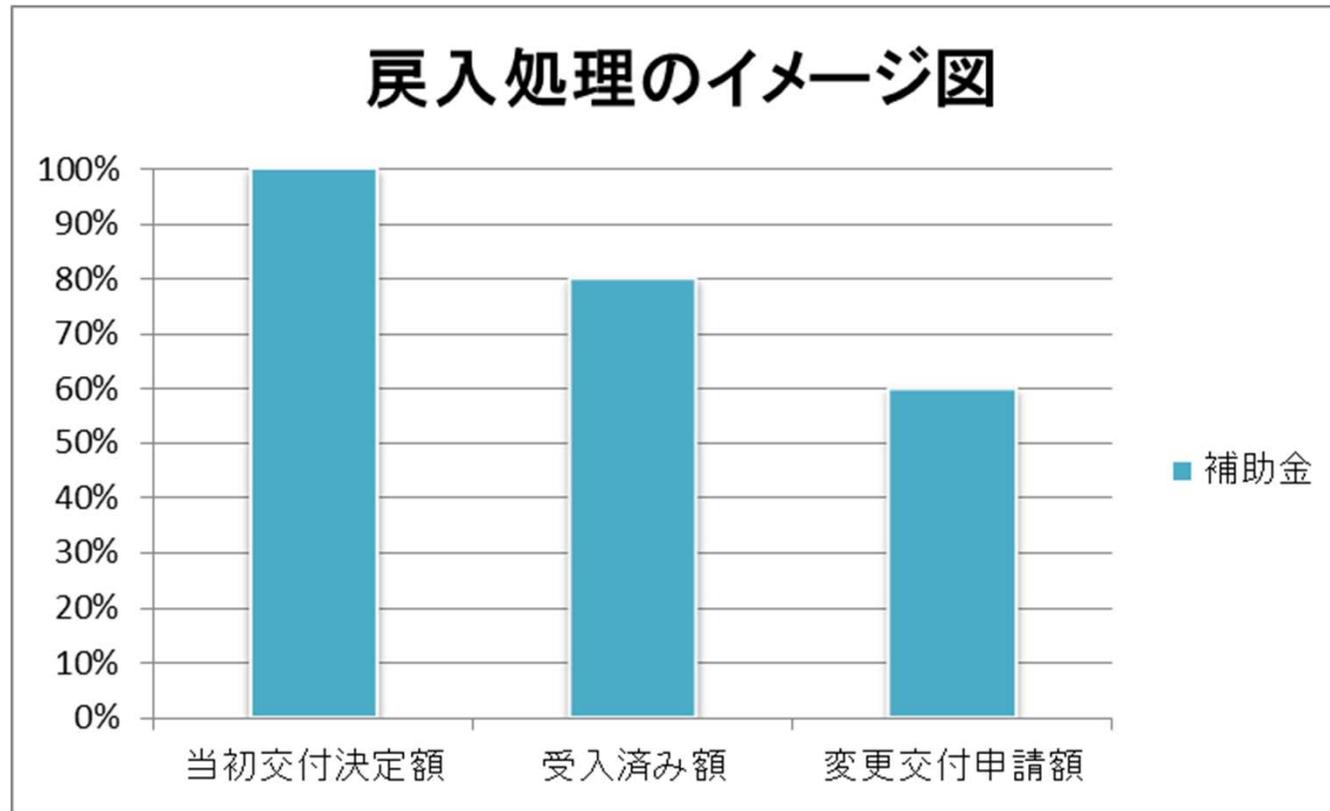
### 補助金適正化法第9条第一項

- 「補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる」

# 変更交付決定の流れ



# 戻入について



変更交付決定や事業廃止に伴う減額交付決定の際に、受入済額が変更交付申請額や減額交付決定後の金額を上回る場合、戻入を行う必要があるため留意すること。

※厚生局の変更交付決定より前に戻入を行って頂く必要があります。

※上の図では変更交付決定を行う前に当初交付決定の20% (80%－60%) の戻入を行う必要がある。